

兵庫県立大学国際商経学部規程第1号
国際商経学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号。以下「学則」という。)に基づき、兵庫県立大学国際商経学部(以下「本学部」という。)の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号)第4条に規定する専決事項として国際商経学部長(以下「学部長」という。)が専決するものについて、この規程においては、学部長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本学部は、グローバル化やイノベーションが進む中で、社会の変化に対応すること、及び社会の変化を生み出していくことができる主体性及び倫理性を持ち、経済学及び経営学を基盤に学際的な知識を修得し、分析力、コミュニケーション能力、問題解決能力を身につけ、地域社会に貢献できる有為な人材を育成することを教育上の目的とし、併せて経済学及び経営学を中心に関連する分野についての研究を行うことを研究上の目的とする。

(コース及び教育プログラム)

第4条 学則第2条第2項の規定による国際商経学科には、次のコース及び教育プログラムを置く。

コース	教育プログラム
経済学コース	経済理論・政策プログラム
	金融ファイナンスプログラム
経営学コース	社会イノベーションプログラム
	マネジメントプログラム
グローバルビジネスコース	グローバルビジネスプログラム

- 2 グローバルビジネスコース以外の学生は、2年次後期にいずれかのコース及び教育プログラムを選択しなければならない。
- 3 グローバルビジネスコース以外の学生は、2年次前期の所定の期日までに、志望するコース及び教育プログラムを学務所管課に届け出なければならない。
- 4 グローバルビジネスコース以外の学生のコース及び教育プログラムの決定については、必要に応じて人数の調整を行うことがある。

(入学の時期)

第5条 学則第18条の規定による入学の時期については、次のとおりとする。

コース	入学時期
経済学コース	4月
経営学コース	4月
グローバルビジネスコース	4月
	9月

(授業科目)

第6条 授業科目は、全学共通科目及び専門教育科目とする。

(全学共通科目)

第7条 経済学コース及び経営学コースの全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項

は、別表第1に定めるところによる。

- 2 グローバルビジネスコースの全学共通科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第2に定めるところによる。
- 3 グローバルビジネスコースの学生は、全学共通科目（日本語）履修許可願を学務所管課に提出した上で、別表第1に定める経済学コース及び経営学コースの全学共通科目のうち、経済学コース及び経営学コースの学生だけが履修できる授業科目を除き、教養教育科目を履修することができる。なお、修得した単位は、卒業所要単位には算入されない。

（専門教育科目）

第8条 経済学コース及び経営学コースの専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第3に定めるところによる。

- 2 グローバルビジネスコースの専門教育科目に係る授業科目、単位数その他履修に関する事項は、別表第4に定めるところによる。
- 3 経済学コース及び経営学コースの学生（コース未配属の学生を含む。）は、別表第4に定めるグローバルビジネスコースの専門教育科目のうち、グローバルビジネスコースの学生だけが履修できる授業科目を除き、専門共通教育科目、専門コア科目及び専門応用科目を履修することができる。なお、修得した単位は、次により卒業所要単位に算入される。

（1）専門共通教育科目及び専門コア科目については、別表第3に定める区分の選択科目として卒業所要単位に算入される。

（2）専門応用科目については、別表第3に定める他コースプログラム科目として卒業所要単位に算入される。

- 4 グローバルビジネスコースの学生は、専門教育科目（日本語）履修許可願を学務所管課に提出した上で、別表第3に定める経済学コース及び経営学コースの専門教育科目のうち、専門共通教育科目、専門コア科目及び専門応用科目を履修することができる。なお、修得した単位は、卒業所要単位には算入されない。

- 5 経済学コース、経営学コース及びグローバルビジネスコースのいずれにおいても、必要に応じて1単位又は2単位の特殊講義を開講することがある。題目の異なる特殊講義は、それぞれ別個の授業科目とみなす。

（単位の計算）

第9条 学則第11条第1項第1号及び第2号の規定による専門教育科目の単位の計算は、次の基準のとおりとする。

（1）講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

（2）実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

- 2 学則第11条第1項第3号の規定により、一の授業科目を講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前項に規定する基準を考慮した時間数をもって1単位とする。

（履修科目の登録及び取消）

第10条 学生は、履修しようとする授業科目については、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 学生は、履修取消期間中に、履修登録した授業科目の取消を行うことができる。ただし、必修科目については取消を認めない。

- 3 合格した授業科目については、履修科目の登録を行うことができない。

- 4 各学期において履修科目の登録を行うことができる単位数は、24単位以内とする。ただし、教育的観点から申し合わせた授業科目については、履修上限の対象外とする。

- 5 4回生以上の学生については、履修指導に基づいて履修科目の登録を行うこととする。

- 6 第4項の規定にかかわらず、成績優秀な学生であって学部長が特例として許可したときは、2年次及び3年次の各学期において、履修科目の登録を行うことができる単位数を、28単位以内と読み替えることができる。

- 7 前項に規定する学部長が許可する基準については、別に定める。

(他学部の授業科目の履修)

第11条 学生は、他学部における授業科目を履修しようとするときは、他学部授業科目履修許可願を所定の期日までに学務所管課に提出し、学部長の許可を得なければならない。ただし、経済学コース及び経営学コースの学生（コース未配属の学生を含む。）が、社会情報科学部の授業科目を履修しようとするときは、社会情報科学部の学生だけが履修できる授業科目を除き、この限りではない。

2 学部長は、前項の規定による授業科目の履修に係る許可をするときは、関係学部長と協議しなければならない。

3 第1項の規定により履修した授業科目のうち、学部長が相当と認めるものについては、教授会の意見を聴いた上で、卒業所要単位に算入することができる。

(他大学等における修得単位の認定)

第12条 学部長は、教育上有益と認めるときは、他の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校その他別に定める機関（以下これらを「大学等」という。）と本学との協定に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位数は、60単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により認定された単位数は、経済学コース及び経営学コースの学生（コース未配属の学生を含む。）については、別表第1及び別表第3に定める卒業所要単位に算入することができ、グローバルビジネスコースの学生については、別表第2及び別表第4に定める卒業所要単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 学部長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が、本学部に入る前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学部に入学した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、前条第2項の規定により認定する単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

3 前2項の規定により認定された単位数は、経済学コース及び経営学コースの学生（コース未配属の学生を含む。）については、別表第1及び別表第3に定める卒業所要単位に算入することができ、グローバルビジネスコースの学生については、別表第2及び別表第4に定める卒業所要単位に算入することができる。

4 学生は、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(転学部)

第14条 学部長は、学生が転学部を希望する旨を申し出たときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 学部長は、前項の規定により転学部を許可する場合は、関係学部長と協議しなければならない。

3 本学部の学生で転学部を希望する者は、所定の期日までに、転学部許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転学部の出願資格、受入年次及び既修得単位の扱い)

第15条 学部長は、他学部の学生で、本学部への転学部を希望する者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 本学部へ転学部することができる者は、所属していた学部において40単位以上を修得していなければならない。

3 本学部への転学部を許可された者の受入年次及び既修得単位の扱いについては、教授会の意見を聴いた上で、学部長が決定する。

(コース及び教育プログラムの変更)

第16条 学部長は、コース及び教育プログラムの変更を希望する学生があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 コース及び教育プログラムの変更を希望する学生は、3年次前期の所定の期日までに、教育プログラ

ム変更許可願を学務所管課に提出しなければならない。

3 コース及び教育プログラムの変更ができる年次及び学期については、3年次後期とする。

(試験)

第17条 授業科目の評価は、原則として試験により行う。ただし、学部長が試験以外の方法が適当と認める場合には、他の方法をもって行うことができる。

2 学生は、履修科目の登録をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

3 卒研ゼミナールⅡの審査は、経済学コース及び経営学コースにおいては学士論文により、グローバルビジネスコースにおいては卒業研究報告及び口頭試問により行う。なお、学士論文の提出時期及び卒業研究報告の実施時期などの手続については、別に定める。

(成績)

第18条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学修状況を総合して、次の基準により評価する。

(1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

(2) 合格した授業科目には所定の単位を与える。

(3) 合格した授業科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

2 合格した授業科目については、再評価しない。

3 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。

4 第12条及び第13条に規定する授業科目の評価は認定をもって表す。

(プロジェクトゼミナールの履修に係る条件)

第19条 4月入学の学生は、プロジェクトゼミナールⅠを履修するためには、本学部に6か月以上在学していなければならない。

2 学生は、プロジェクトゼミナールⅡを履修するためには、4月入学者については本学部に1年以上在学、9月入学者については6か月以上在学し、プロジェクトゼミナールⅠを修得していなければならない。

(研究ゼミナールの履修に係る条件)

第20条 学生は、研究ゼミナールⅠを履修するためには、4月入学者については本学部に1年6か月以上在学、9月入学者については1年以上在学し、基礎ゼミナールを修得していなければならない。

2 学生は、研究ゼミナールⅡを履修するためには、4月入学者については本学部に2年以上在学、9月入学者については1年6か月以上在学し、研究ゼミナールⅠを修得していなければならない。

3 学生は、研究ゼミナールⅢを履修するためには、4月入学者については本学部に2年6か月以上在学、9月入学者については2年以上在学し、研究ゼミナールⅡを修得していなければならない。

4 本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前3項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。

(卒研ゼミナールの履修に係る条件)

第21条 学生は、卒研ゼミナールⅠを履修するためには、4月入学者については本学部に3年以上在学、9月入学者については2年6か月以上在学し、研究ゼミナールⅢを修得していなければならない。

2 学生は、卒研ゼミナールⅡを履修するためには、4月入学者については本学部に3年6か月以上在学、9月入学者については3年以上在学し、卒研ゼミナールⅠを修得していなければならない。

3 本学部への転学部を許可された者の転学部以前の在学期間について、学部長は、教授会の意見を聴いた上で、前2項に規定する演習の履修条件の期間に算入することができる。

(卒研ゼミナールの代替)

第22条 第17条第3項の規定にかかわらず、経済学コース及び経営学コースの学生は、特別の事情があると認められるときは、卒研ゼミナールⅠ及び卒研ゼミナールⅡを、各々専門教育科目6単位に代替することができる。なお、卒研ゼミナールⅠを代替したときは、必ず卒研ゼミナールⅡも代替しなければならない。

2 学生は、卒研ゼミナールⅠ及び卒研ゼミナールⅡを各々専門教育科目6単位に代替するには、研究ゼミナールⅢの単位を修得し、指導教員の承認を得て、所定の期日までに届け出るとともに、指導教員が指定した専門教育科目の中から各々6単位以上を代替科目とすることができる。ただし、この届出は、特別の事情があると認められるときは、指導教員が行うことができる。

3 卒研ゼミナールⅠの単位を修得した学生は、特別の事情があると認められるときは、卒研ゼミナールⅡを専門教育科目6単位に代替することができる。

4 学生は、卒研ゼミナールⅡを専門教育科目6単位に代替するには、指導教員の承認を得て、所定の期日までに届け出るとともに、指導教員が指定した専門教育科目の中から6単位以上を代替科目とすることができる。ただし、この届出は、特別の事情があると認められるときは、指導教員が行うことができる。

5 前4項に規定する卒研ゼミナールの代替手続に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第23条 学生が本学部の教育課程を修了するには、合計124単位以上を修得しなければならない。その中に、経済学コース及び経営学コースの学生については、別表第1及び別表第3に定める卒業所要単位を含むものとし、グローバルビジネスコースの学生については、別表第2及び別表第4に定める卒業所要単位を含むものとする。

2 学部長は、本学部に3年以上在学し、第1項に規定する卒業所要単位以上を優秀な成績で修得した者について、その願い出に基づき、教授会の意見を聴いた上で、卒業(以下「早期卒業」という。)の認定をすることができる。

3 前項に規定する早期卒業に関して必要な事項は、別に定める。

(学期名称及び演習科目名称の読替)

第24条 グローバルビジネスコースの場合においては、この規程の本文中にある学期名称及び演習科目名称について、下表の通り読み替えるものとする。

該当条文	読替前	読替後
第16条	前期	春学期
第16条	後期	秋学期
第20条	基礎ゼミナール	Basic Seminar
第19条	プロジェクトゼミナール	Project Seminar
第20条、第21条	研究ゼミナール	Research Seminar
第17条、第21条	卒研ゼミナール	Thesis Seminar

(他の規程への委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、本学部の他の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。